

せいかつ ほ こ じゅきゅう かた し  
生活保護を受給されている方へお知らせ

こうはついやくひん しょう げんぞく  
後発医薬品の使用が原則になります

- こうはついやくひん じえねりっくいやくひん せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり  
○後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、  
せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ  
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。  
こうはついやくひん ふきゅう くにぜんたい と く  
○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

ねん がつ にち せいかつ ほ こ じゅきゅう かた  
2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、  
いし または しかいし により、こうはついやくひん しょう かのう ほんだん  
医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断され  
ばあい げんぞく こうはついやくひん ちょうざい  
た場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります

か  
Q:これまでとどう変わるの？

こうはついやくひん しょう ねが  
A:これまでも後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これから  
ほんにん きぼう ざいこ な ばあい こうはつ  
は、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医  
やくひん かかく せんぱついやくひん かかく たか ばあい どうがく  
薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である  
ばあい のぞ こうはついやくひん ちょうざい  
場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

せんぱついやくひん つか  
Q:もう先発医薬品は使えないの？

いし しかいし いがくてき せんぱついやくひん しょう ひつよう ほんだん  
A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断  
ばあい せんぱついやくひん ちょうざい こうはついやくひん しょう ふあん  
した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安が  
ばあい びょういん しんりょうじょ やっきょく しょうほうないよう そうだん  
ある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。



厚生労働省

岐阜市福祉事務所 岐阜市役所生活福祉一・二課  
連絡先：058-214-2156～2164